

奈良県告示第百六十五号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和四年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
内吉野食品衛生協 会	五條市本町三丁目 一の一三 内吉野 保健所内	五條市岡口一丁目 三の一 吉野保健 所五條出張所内	令和三年十二月二 十日